

事務局組織運営規則（案）新旧対照表

現行	改定（案）	備考欄
<p>（事務局の組織）</p> <p>第2条 本協会の事務局に本部及び部を置く。</p> <p>2 部内に業務グループを設置することができる。</p> <p>3 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することができる。</p>	<p>（事務局の組織）</p> <p>第2条 本協会の事務局に<b>本部及び部</b>を置く。</p> <p>2 部内に業務グループを設置することができる。</p> <p>3 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することができる。</p>	<p>本部制の廃止。</p>
<p>（役職）</p> <p>第4条 事務局に事務総長、本部長、部長、副部長、グループ長等を組織管理者として置く。</p> <p>2 前項のほか、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、職員に对外呼称を定めることができる。</p>	<p>（役職）</p> <p>第4条 事務局に事務総長、<b>事務総長補佐</b>、部長、副部長、グループ長等を組織管理者として置く。</p> <p>2 前項のほか、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、職員に对外呼称を定めることができる。</p>	<p>本部長の廃止及び事務総長補佐の設置。</p>
<p>（所掌事務）</p> <p>第6条 本部長は、本部の最高管理者として、それぞれの本部の所掌事務を処理する。</p> <p>2 部長は、部の最高管理者として、それぞれの部の所掌事務を処理する。</p> <p>3 副部長は、部長を補佐し、部の所掌事務を処理し、部長が欠けたとき及び部長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>4 グループ長は、部長を補佐し、部の所掌事務を処理し、部長が欠けたとき及び部長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>5 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第6条 <b>事務総長補佐は、事務総長を補佐し、事務局の事務を処理し、事務総長が欠けたとき及び事務総長に事故あるときは、その職務を代行する。</b></p> <p>2 部長は、部の最高管理者として、それぞれの部の所掌事務を処理する。</p> <p>3 副部長は、部長を補佐し、部の所掌事務を処理し、部長が欠けたとき及び部長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>4 グループ長は、部長を補佐し、部の所掌事務を処理し、部長が欠けたとき及び部長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>5 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。</p>	<p>本部長の廃止及び事務総長補佐の設置。</p>
<p>（改正）</p> <p>2017年12月7日（2018年1月1日施行）</p> <p>2018年5月17日</p> <p>2018年7月26日（2018年9月1日施行）</p>	<p>（改正）</p> <p>2017年12月7日（2018年1月1日施行）</p> <p>2018年5月17日</p> <p>2018年7月26日（2018年9月1日施行）</p>	

<p>2018年9月13日 2018年12月13日 2021年3月11日（2021年4月1日施行）</p>	<p>2018年9月13日 2018年12月13日 2021年3月11日（2021年4月1日施行） <u>2024年5月23日（2024年6月1日施行）</u></p>	
---	--	--

以上